

善監委告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果に関する報告及び意見を同条第9項及び第10項の規定に基づき公表します。

平成29年11月8日

善通寺市監査委員 藤岡博文
善通寺市監査委員 内田 等

平成29年度定期監査の結果について（前期分）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第9項及び第10項の規定に基づき、次のとおり報告する。

なお、この監査結果を参考として措置を講じたときは、同条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

記

1 監査内容

平成29年4月1日から同年8月31日までに執行した財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、地方自治法第2条第14項及び第15項の規定の趣旨に則してなされているかについて監査した。

2 監査の対象

部 局 名	課 名 等
市民生活部	環境課 隣保館 東原児童館 高橋会館
保健福祉部	保育所（善通寺・竜川）
消防本部	消防総務課 予防課 消防署
教育委員会 事務局	教育総務課 東中学校 西中学校 小学校（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 幼稚園（中央・東部・西部・南部・竜川・与北・筆岡・吉原） 生涯学習課（郷土館・旧善通寺偕行社・美術館・地区公民館） 学校給食センター 市民会館 図書館

3 監査の期間

平成 29 年 10 月 2 日（月）から平成 29 年 10 月 16 日（月）まで

4 監査の方法

今回の監査は、定期監査であるので、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理についての合法性、正確性、効率性等に主眼を置き、行政監査的観点も加味して実施した。

監査に当たっては、対象部課から、それぞれ関係書類の提出を求めるとともに説明を聴取して実施した。一部関係部課においては、施設、備品管理等現地監査を行った。

なお、個々の出納については、毎月の例月出納検査において検査しているので省略した。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、関係諸帳簿、証拠書類等の照合等により監査したところ、全般的に概ね適正であった。

比較的軽微な事項については、その都度、関係各課に注意を行い、記載を省略しているが、改善検討を要する事項は、次のとおりである。

今後とも、一層の厳正かつ適正な事務事業の執行に留意されたい。

各課共通指摘事項

（教育総務課，環境課，消防本部）

土地の賃貸借長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で、「普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。」と規定されており、自動更新条項を定めることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

各小学校・中学校・幼稚園共通事項

学校等における振込み未納者への徴収事務の負担軽減について

小学校，中学校及び幼稚園の担任先生方は、毎月，給食費，PTA 会費，修学旅行費等を振込未納者へ，電話連絡などして本来の業務以外の金銭処理に携わっている。係る業務の軽減を図ることを検討し，授業に専念する時間を増やすよう検討されたい。

各小学校・中学校共通事項

旅行者との修学旅行を締結する契約書の作成について

現在、小学校及び中学校において、修学旅行時には、受注型企画契約が旅行者との間で行われている。係る契約の際に、いわゆる「契約書」が締結されていないので、今後、契約にあたり「善通寺市契約規則」及び「旅行者等が旅行者と締結する契約等に関する規則（平成 21 年内閣府、国土交通省令第 1 号）」に準じて、契約書を締結されたい。

各小学校共通事項

修学旅行の旅行社契約について

小学校の修学旅行は、契約金額が中学校と比較し総額 100 万円前後と少額となっている。そのために、旅行社との入札において、ほとんどが随意契約となっている。

しかし、大切な事務であり、今後、入札するよう善処されたい。

個別指摘事項

(教育総務課)

① リース長期継続契約書の自動更新について

このことは、地方自治法第 232 条の 3 で、「普通地方自治体の支出の原因となるべき契約その他の行為（これを支出負担行為という。）は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならぬ。」と規定されており、自動更新条項を定めることができないことになっている。

相手方と協議し、新たな契約を締結されたい。

② リース契約書の支払遅延利息について

昨年に指摘したリース契約書及び本年度に締結した行政情報ネットワーク端末の契約書において、支払利息の条項が、「政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を指定（昭和 24 年大蔵省告示第 991 号）」の告示で定める割合と違った高い利率の記載がされていた。

相手方と協議し、上記告示を適用するよう、数字ではなく文言による記載で検討されたい。

③ スタディーアフタースクールの預かり利用料金について

善通寺市スタディーアフタースクール条例により、幼稚園児から小学生までを授業終了後から午後 6 時 30 分まで、幼稚園等の教室を利用して共働きの両親の子育て支援をする目的で、本市独自の事業を実施してきている。

しかし、一部の幼稚園では、一部の保護者のために、午後 7 時前後まで同じ利用料金で延長預かりを行っている実態がある。

係る行為を続けることは、保護者に対する税金の公平な充当とは言えない。

市立保育所においては、預かり時間午後 6 時を過ぎた場合、延長保育として、条例により追加料金を課せているところである。

このような、条例間の利用料金の統一性も踏まえて、今後、保護者が定時を過ぎて預かりを求めた場合には、追加の利用料金の徴収を検討されたい。

(生涯学習課)

① 地区公民館管理人（館長代理）の業務手引きについて

地区公民館管理人の業務は、広範にわたるとともに、勤務時間が長時間に及ぶ公民館が見られる。

一方、管理人の採用時には、業務の説明が十分になされていないために、業務に関する携わり方の管理人格差が見られる。

については、業務の範囲を正確に提示するために、管理人業務手引を作成し、管理人の業務に、平等性及び時間外手当への報酬などに齟齬がないように指導されたい。

② 地区公民館の清掃及び事務業務委託契約について

善通寺市は、公益財団法人シルバー人材センターと清掃及び事務業務の委託契約を交わしている。

ところが、地区公民館との事務業務については、契約書に明記されておらず、それぞれの公民館側の事情により、多様化しているところである。

事務業務の内容については、同センター事務局との連携を図り、常態化している事務は地区公民館ごとの特記事項に明記し、委託料の見直しを視野に入れた検討をされたい。

③ 地区公民館業務の区分整理について

地区公民館の役割は、本来、社会教育法に規定されているところである。

しかし、本市においては、その大半が、コミュニティセンターの役割となっている。

このことは、県内においても、高松市、丸亀市、東かがわ市では、コミュニティセンター条例を設け、その所管も、総務部等において、所管業務を行っている。

今後、公民館の業務実態を精査し、その役割外の業務については、秘書課等と協議し、予算及び人事についても、十分に検討され善処されたい。

(消防本部)

消防通信指令事務協議会規程について

2市1町の消防通信指令事務協議会規程において、派遣消防職員1人と記載されている。

しかし、実態は2交替制勤務のため、2人を充当している状況である。消防本部職員の派遣実態に沿うように、協議書の変更を検討されたい。